

木造住宅除却費補助事業

老朽化している住宅を
取り壊すための
何か支援はあるのかな？



©Kasugai City 2008

書のみち春日井「道風くん」

春日井市では、市が実施している「木造住宅無料耐震診断」を受けた住宅で、判定値が1.0未満（倒壊する可能性がある又は倒壊する可能性が高い）と診断された住宅又は耐震診断調査票により倒壊の危険性があると判断される住宅を取り壊す工事に対して、先着順で補助金を交付します。

補助限度額：20万円

（除却工事に要する費用の23%が上限になります。）

対象経費、申込方法などは次のページにてご確認ください。ご不明な点等ありましたら、お気軽にお問合わせください。

■お問合せ■

まちづくり推進部建築指導課 電話：85-6328 FAX：85-0991

対象者	春日井市が実施した無料耐震診断において判定値が1.0未満（倒壊する可能性がある又は倒壊する可能性が高い）と診断された住宅又は耐震診断調査票により倒壊の危険性があると判断される住宅の所有者又は所有者の同意を得て工事を実施する親族
対象工事	対象となる住宅1棟全てを取り壊す工事
補助対象経費	解体、運搬及び処分する工事に要する費用とします。
補助限度額	20万円（ただし、補助対象経費の23%が上限となります。）

■補助金の代理受領が利用できます■

解体工事業者の同意があれば、代理受領が利用できます。市から直接補助金を解体工事業者に支払うことで、申請される方の金銭的負担が軽減されます。詳しくは、お問い合わせください。

Q & A

Q1. いつまで申込みできますか？

A1. 原則として、毎年12月の下旬まで受付しています。ただし、予算等により予定より早く受付を終了する場合があります。

Q2. 申請書の審査はどのくらい日数がかかりますか？

A2. 1～2週間程度かかります。**交付決定前に工事契約をしないよう注意してください。**

Q3. 住宅の一部を取り壊す工事も補助対象となりますか？

A3. 補助対象にはなりません。住宅1棟全てを取り壊す工事が補助対象となります。

Q4. 工事業者の指定はありますか？

A4. 工事業者の指定はありませんが、建設業の許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業）や建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を有する工事業者に限ります。

Q5. 途中で取り止めはできますか？

A5. 可能ですが、途中までの工事費用に対して、補助金は交付できませんので注意してください。
なお、補助金の交付決定後に取り止める場合は、建築指導課へ相談してください。

Q6. 現在は空き家となっていますが、補助対象となりますか？

A6. 空き家を取り壊す工事に対する補助は、住宅政策課が窓口で行っております。詳しくは、住宅政策課（電話 85-6572）にお問い合わせください。

木造住宅除却費補助事業の流れ

仮申込書の提出

仮申込書の内容を確認し、受付をします。耐震診断調査票による場合は、調査票を添付してください。その際に、補助金交付申請書の提出期限をお伝えします。仮申込を取消しされる場合は、速やかにご連絡ください。

除却工事を検討

除却工事の見積もりをとるなど補助制度の内容に沿った工事の検討をしてください。

補助金交付申請書の提出

仮申込書の提出時にお知らせをした提出期限内に補助金交付申請書と次の添付書類をご提出ください。

■添付書類■

- (1) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し又は耐震診断調査票
- (2) 昭和56年5月31日以前着工の住宅であることを確認できる書面
- (3) 案内図
- (4) 対象建築物の写真
- (5) 一見して倒壊の危険性があると判断した根拠の写真（耐震診断調査票により申請する場合に限る。）
- (6) 除却工事費見積書（木造住宅耐震診断の結果報告書の報告日又は耐震診断調査票の調査日の翌日以降に作成されたもので、事業者の記名及び押印のあるものに限る。）
- (7) 予定解体業者の有する建設業法に基づく建設業の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業）の写し、又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を証する図書の写し
- (8) 市税の滞納のない証明書（市内に住所があり、本市において市税の滞納のないことの確認が可能な場合で申請者の同意がある場合は不要）
- (9) 所有者の同意を証する書面（申請者が所有者と異なる場合に限る。）

代理受領を利用される場合は、工事完了までに補助金受領委任払申請書を提出してください。

補助金交付決定

交付申請書を受付後、内容を審査し、問題がなければ、市から補助金の交付決定を通知します。**補助金の交付の決定を受ける前には、工事の契約をしないでください。**

工事契約の締結、工事の着手、現地確認

補助金の交付決定後、工事契約を締結し、工事に着手してください。

工事完了、実績報告書の提出

工事完了後30日以内又は令和8年2月末のいずれか早い日までに、実績報告書と次の添付書類をご提出ください。

■添付書類■

- (1) 工事請負等契約書又は請書の写し
- (2) 工事費等請求書又は領収書の写し（事業者の発行したものに限り。）
- (3) 工事写真（工事中及び完了時が確認できるもの）
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し又はこれに代わるもの
- (5) その他（工事の内容により追加書類を提出していただく場合があります。）

提出後、内容を審査し、問題がなければ、市から補助金の確定通知及び請求書を送付します。

補助金の請求

送付されてきた請求書に必要事項を記入し、ご提出ください。通常、請求からお支払まで1ヶ月程度かかります。



■木造住宅無料耐震診断■

事業内容▶県の講習を受け登録された耐震診断員が、木造住宅の耐震診断を行います。

対象▶現在居住していて、昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法、伝統構法の住宅

■木造住宅耐震改修費補助事業■

対象▶市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅

対象工事▶耐震改修の結果、地震に対して安全な構造（判定値1.0以上かつ耐震改修工事の着手前の判定値に0.3加算した数値以上）となる工事

補助額▶最大100万円（耐震補強工事費の80%を補助します。）

■木造住宅段階的耐震改修費補助事業■

対象▶市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅

対象工事▶〈一段目〉判定値を1.0以上とする補強計画に基づく次のいずれかの工事

(1)その一部を工事することにより、1階の判定値を1.0以上とする工事

(2)その一部を工事することにより、判定値を0.7以上1.0未満とする工事
（耐震改修工事前の判定値が0.4以下の場合に限る。）

〈二段目〉一段目耐震改修工事に係る補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、補強計画に基づき、判定値を1.0以上とする工事

補助額▶〈一段目〉最大60万円　　〈二段目〉最大40万円

（耐震改修工事費の80%を補助します。）

■木造住宅耐震シェルター整備費補助事業■

対象▶市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅

対象工事▶安全性の評価を受けた市の定める耐震シェルターを整備する工事

補助額▶最大20万円（耐震シェルターの購入、運搬、整備費等の2分の1を補助します。）

■ブロック塀等撤去費補助事業■

対象▶公道等に面する高さ1メートル以上のブロック塀等（コンクリートブロック、コンクリートパネル、レンガ、石材等を用いた塀や門柱）

対象工事▶対象となるブロック塀等を全て取り壊す工事

補助額▶最大10万円（撤去、運搬及び処分する工事に要する費用と、撤去するブロック塀等の延長に1メートルあたりに1万円を乗じた額のいずれか少ない額の2分の1の額を補助します。）

■建築に関する相談■

事業内容▶春日井市役所市民相談コーナーにて、毎週火曜日の午後1時から午後4時まで、建築士による建築全般に関する市民相談を実施

問合せ先▶市民相談コーナー（TEL:85-6620）



住宅の耐震診断、耐震改修工事トラブルに注意しよう！

トラブルにあわないためには…

- ① その場ですぐ契約しないで、内容をじっくり検討して、家族や知人、知り合いの建築関係者ともよく相談しましょう。
- ② 無料耐震診断等の宣伝には十分注意し、安易な気持ちで頼まないようにしましょう。

■お問合せ■

まちづくり推進部建築指導課 電話：85-6328 FAX：85-0991